

一般職の非常勤の職員の給与及び費用弁償に関する条例

令和元年 7月23日条例第2号

最近改正：令和4年12月5日条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第2項、第4項及び第5項並びに第204条第2項及び第3項並びに地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項において準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、一般職の非常勤の職員のうち地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の受ける給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(適用除外)

第2条 会計年度任用職員については、職員の給与に関する条例（平成27年条例第29号）及び単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成27年条例第30号）の規定は適用しない。

(給与の種類)

第3条 会計年度任用職員（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「会計年度任用短時間勤務職員」という。）を除く。）の給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。

2 会計年度任用短時間勤務職員の給与は、報酬及び期末手当とする。

(給与の支払)

第4条 この条例に基づく給与は、通貨で、直接会計年度任用職員に支払うものとする。ただし、管理者が特に必要と認める場合には、会計年度任用職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(給料等)

第5条 会計年度任用職員には、所定の勤務日又は勤務時間による勤務に対し、その者の職務と責任に応じて、給料又は報酬（以下「給料等」という。）を支給する。

2 会計年度任用職員（会計年度任用短時間勤務職員を除く。）の給料の額は、職務の内容並びにその複雑、困難及び責任の度に基づき、職員の給与に関する条例第5条第1項の給料表の適用を受ける職員（以下「常勤職員」という。）の給料との権衡を考慮して組合規則で定める。

3 会計年度任用短時間勤務職員の報酬の額は、時間を単位とする額（以下「時間額」という。）にあっては1時間当たり10,700円、日額にあっては260,000円、月額にあっては1,300,000円を超えない範囲内において、職務の内容並びにその複雑、困難及び責任の度に基づき、常勤職員の給与（給料、地域手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に限る。）との権衡を考慮して組合規則で定める。

（給料等の支給方法）

第6条 給料等は、月の初日から末日までの期間について支給するものとし、支給日及びその支給方法は、組合規則で定める。

第7条 月額による給料等は、新たに会計年度任用職員となった者には、その日からこれを支給する。

2 月額による給料等を受ける会計年度任用職員が離職し、又は死亡したときは、組合規則で定める場合を除き、その月の末日までの給料等を支給する。ただし、懲戒処分又は分限処分（組合規則で定める事由によるものに限る。）により離職したときは、その日までの給料等を支給する。

3 月額による給料等を受ける会計年度任用職員が任期満了その他の事由により離職した場合において、即日又はその翌日に会計年度任用職員となった場合の給料等の支給については、引き続き在職するものとみなす。

4 第1項又は第2項の規定により給料等を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、

その月について支給すべき給料等の額は、その月の現日数から勤務を要しない日（所定の勤務日でない日をいう。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。

- 5 前各項に規定するもののほか、会計年度任用職員に新たに給料等を支給すべき事由又は給料等の支給をしないこととすべき事由が生じた場合その他給料等の支給に関し必要な事項は、組合規則で定める。
- 6 日額又は時間額による報酬は、会計年度任用短時間勤務職員の勤務日数又は勤務時間数に応じて支給する。
- 7 日額又は時間額による報酬を受ける会計年度任用短時間勤務職員が公務のため旅行した場合において、その間に勤務すべき日又は時間があるときは、報酬の支給については、その日又は時間に勤務したものとみなす。

（給料等の減額）

第8条 会計年度任用職員の給料等については、常勤職員の例により、減額することができる。この場合において、会計年度任用職員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないことについての任命権者の承認の基準は、組合規則で別に定める。

（手当）

第9条 会計年度任用職員（会計年度任用短時間勤務職員を除く。）には、常勤職員に支給される手当との權衡を考慮して組合規則で定めるところにより、第3条第1項に規定する手当（期末手当を除く。）を支給することができる。

- 2 6月1日又は12月1日在職する会計年度任用職員（組合規則で定める職員を除く。）には、常勤職員の例により、期末手当を支給する。この場合において、職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成27年条例第32号）第2条第2項第1号中「100分の120」とあるのは「100分の125」と、「100分の100」とあるのは「100分の105」と読み替えるものとする。

（休職者の給与）

第10条 会計年度任用職員が休職した場合には、常勤職員の例により、給与を支給することができる。

(公務災害補償との関係)

第11条 会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）又は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けて療養のため勤務に服さない期間については、期末手当を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。

(給与から控除することができる掛金等)

第12条 職員の給与に関する条例第37条各号に掲げる掛金等については、会計年度任用職員に給与を支給する際、会計年度任用職員の給与からこれらに相当する金額を控除することができる。

(費用弁償)

第13条 会計年度任用短時間勤務職員が公務のため旅行したときは、その費用弁償として、職員の旅費に関する条例（平成27年条例第34号）の定めるところにより旅費を支給する。

2 通勤のため交通機関又は有料の道路を利用し、かつ、その運賃又は料金を負担することを常例とする会計年度任用短時間勤務職員及び通勤のため自転車その他の交通の用具で組合規則で定めるものを使用することを常例とする会計年度任用短時間勤務職員については、その費用弁償として、常勤職員に支給される通勤手当との権衡を考慮して組合規則で定める額を支給する。ただし、組合規則で定める職員については、この限りでない。

(単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与)

第14条 第3条から前条までの規定にかかわらず、会計年度任用職員のうち法第57条に規定する単純な労務に雇用される者の給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とし、その額及び支給方法は、単純な労務に雇用される職員の給与の種

類及び基準に関する条例第3条第2項の給料表の適用を受ける職員との権衡を考慮して組合規則で定める。

(給与を受ける権利の処分禁止)

第15条 会計年度任用職員の給与を受ける権利は、これを処分することができない。

(施行の細目)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月20日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の一般職の非常勤の職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和4年12月5日条例第20号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の非常勤の職員の給与及び費用弁償に関する条例第9条の規定は、令和4年12月1日から適用する。